

計算書類に対する注記(法人)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金一職員の退職金の支給に備えるため、鹿児島県社協退職共済制度に係る

期末退職金から退職給付引当資産を差引いた額で計上している。

賞与引当金一職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度及び鹿児島県社協退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号の一様式、第二号の一様式、第三号の一様式)

(2) 事業区分別内訳表(第一号の二様式、第二号の二様式、第三号の二様式)

社会福祉事業のみの法人のため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号の三様式、第二号の三様式、第三号の三様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号の三様式、第二号の三様式、第三号の三様式)

当法人は、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 幸せの里拠点(社会福祉事業)

「本部」

- 「特別養護老人ホーム幸せの里」
- 「デイサービスセンター幸せの里」
- 「短期入所生活介護幸せの里」
- 「居宅介護支援事業幸せの里」
- 「在宅介護支援センター幸せの里」
- イ 特養ユニット型拠点（社会福祉事業）
 - 「特養幸せの里ユニット型」
- ウ ケアハウス拠点（社会福祉事業）
 - 「ケアハウス すこやかハイツ」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	463,887,691	0	0	463,887,691
建物	590,427,352	0	25,078,607	565,348,745
合 計	1,054,315,043	0	25,078,607	1,029,236,436

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
 車両運搬具を除却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金2円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,551,411,768	986,063,023	565,348,745
構築物	21,184,615	13,147,721	8,036,894
車両運搬具	18,566,705	13,604,924	4,961,781
器具・備品	94,792,292	82,662,539	12,129,753
機械・装置	9,378,150	9,378,146	4
合 計	1,695,333,530	1,104,856,353	590,477,177

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	74,395,701	0	74,395,701
未収補助金	3,852,540	0	3,852,540
合 計	78,248,241	0	78,248,241

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし